

物件売買単価契約書（案）

平成31年 4月 日

公立大学法人国際教養大学  
理事長 鈴木 典比古

契約者 住 所  
商号又は名称  
氏 名

次の物件の売買について、公立大学法人国際教養大学契約事務規程を遵守の上契約を締結し、その証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

1 物件名、規格品質、購入予定数量及び単価

物件名	規格・品質	購入予定数量	単位	単価（税込み）
LPG	ガスバルク供給	58,000	m <sup>3</sup>	円

- 2 納入期日 ガスタンク内のLPGの残量が4割以下となったときに供給する。
- 3 納入場所 秋田市雄和椿川字奥椿岱193-2  
中嶋記念図書館、講義棟（B棟及びD棟）、Suda Hall
- 4 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 5 契約保証金 公立大学法人国際教養大学契約事務規程  
第22条第3号により免除
- 6 特別契約事項 次のとおり

（納入及び検査）

第1条 乙は、残量が4割以下となった場合には、甲の立ち会いのもと物品を納入するものとする。

2 甲は、物品の納入を受けたときには、乙の立ち会いのもと受け入れの検査を行う。

(代金の支払い)

第2条 甲は、物品の引渡しを受けた後において、乙から月毎にまとめた適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 月々の請求において小数点以下端数が生じた場合、これを切り捨てとする。

3 消費税及び地方消費税率が改正された場合、発注者と受注者は税率の変更により増加額相当分の変更契約について協議する。

(乙の責任)

第3条 乙は、集中監視装置を設置し、甲のガス需要に支障が生じないよう責任をもって供給しなければならない。また、ガス漏れ等のトラブルが発生した場合には、速やかに甲に連絡するとともに、適切な対応を取ること。

(権利又は義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(事情変更)

第5条 この契約締結後において、基準となる市場価格に大きな変動があった場合には、甲乙協議のうえ、契約単価をその変動幅に応じて変更することができる。

2 この契約による購入予定数量と実際の購入数量が大幅に乖離しても、甲又は乙は契約単価の変更を申し出ることはいできない。

(契約の解除)

第6条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

(1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(2) 乙から契約解除の申し出があったとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において既に納入された部分の取扱については、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の負担)

第7条 物品の納入及び検査に要する費用は、全て乙の負担とする。

(その他)

第8条 この契約について定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。